

同窓会親睦会助成金運用規程

(目的)

第1条

本規程は、同窓会員が主催する各種の会合やイベント（以下、「親睦会等」という。）に対し助成することにより、卒業後における同窓会員相互の親睦交流の深化、または同窓会員の知識・技術の向上に支援することについて定める。

(対象)

第2条

助成の対象は、次のすべてを満たすものとする。

1. 同窓会員を対象として開催する親睦会等
2. 同窓会員が10名以上参加する親睦会等
3. 報告書の内容や写真を会報誌やウェブサイトに掲載することに同意した親睦会等

(助成の基準)

第3条

親睦会等への助成は、次のとおりとする。

1. 助成は同一親睦会等に対し年1回を上限とする。
2. 助成金額は、次の計算式により算出する。 $1,000 \text{円} \times \text{同窓会員参加者数}$
ただし、親睦会等に要した費用を上限とする。
3. 助成は先着順とし、当該年度の予算を全て支出した場合には打ち切りとする。

(申請)

第4条

助成を希望する親睦会等の主催者は、期日までに同窓会親睦会助成申請書（様式1）を同窓会事務局へ提出しなければならない。期日は次の通りとする。

1. 参加者が10名以上49名以下 開催日の1カ月前
2. 参加者が50名以上 実施前年度の1月末日

(助成の決定)

第5条

助成は、同窓会幹事会の確認を経て同窓会長が決定する。

(報告)

第6条

1. 助成の決定を受けた親睦会等の主催者は、開催日から1カ月以内に同窓会親睦会助成報告書(様式2-1)および同窓会親睦会参加者名簿(様式2-2)および集合写真を同窓会事務局へ提出しなければならない。
2. 同窓会事務局は直近の幹事会に報告する。

(助成の交付)

第7条

青櫻會は、報告書の受領後1カ月以内に助成金を支給する。

(情報の公開)

第8条

青櫻會は、会報誌、ウェブサイト等において、助成した親睦会等を公表する。

(改廃)

第9条

この規程の改廃は、青櫻會総会または同幹事会の議により行う。

(附則)

この規程は、令和3年6月12日から施行する。